

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 屋外広告物の表示等の制限

第 1 節 屋外広告物の表示等の禁止（第 8 条—第11条）

第 2 節 屋外広告物の表示等の許可（第12条—第20条）

第 3 節 新たに禁止地域となった場合における経過措置（第21条）

第 3 章 屋外広告物の管理等（第22条—第24条）

第 4 章 違反屋外広告物に対する措置等（第25条—第35条）

第 4 章の 2 屋外広告業の登録等（第35条の 2—第35条の17）

第 5 章 雑則（第36条—第40条）

第 6 章 罰則（第40条の 2—第42条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（令元条例39・一部改正）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 屋外広告物 法第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう。

(2) 掲出物件 屋外広告物を掲出する物件をいう。

(3) 屋外広告業 法第 2 条第 2 項に規定する屋外広告業をいう。

（令元条例39・一部改正）

（屋外広告物の表示等のあり方）

第 3 条 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものとし、かつ、地域の環境との調和に配慮したものとしなければならない。

（市等の責務）

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置について啓発、規制、誘導その他の必要な施策を実施するものとする。

2 屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者（以下「広告物表示者」という。）及び屋外広告物又は掲出物件の管理をする者（以下「広告物管理者」という。）並びにこれらの行為を屋外広告業を営む者その他の者に委託し、又は依頼して行わせる者並びに屋外広告業を営む者は、この条例に適合するよう屋外広告物を表示し、及び掲出物件を設置し、並びにこれらを適正に管理するとともに、前項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

3 屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する土地、工作物等の所有者、占有者その他当該土地、工作物等について権原を有する者は、当該屋外広告物の表示又は掲出物件の設置がこの条例に適合するよう努めるものとする。

4 市民は、第1項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（令元条例39・一部改正）

（地域の区分）

第5条 市長は、第1条の目的を達成するため、本市の地域を禁止地域及び許可地域に区分する。

2 禁止地域は、次の各号に掲げる地域又は場所とする。

(1) 第1種禁止地域 次に掲げる地域又は場所

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、風致地区及び特別緑地保全地区

イ 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項に規定する市民農園の区域

ウ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の規定により指定された建造物及びその周囲の地域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域並びに同法第143条第2項に規定する条例の規定により市町村が定める地域のうち、市長が指定する地域

エ 茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号）第4条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲の地域並びに同条例第40条第1項の規定により指定された史跡、名勝及び天然記念物並びにこれらの周囲の地域のうち、市長が指定する地域

オ 水戸市文化財保護条例（昭和51年水戸市条例第28号）第5条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲の地域並びに同条例第34条第1項の規定により指定された史跡、名勝及び天然記念物並びにこれらの周囲の地域のうち、市長が指定する地域

カ 高速自動車国道及び自動車専用道路（休憩所又は給油所の存する地域のうち、市長が指定する地域を除く。）の全区間並びに道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）及び鉄道の区間のうち市長が指定する区間

キ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域

ク 茨城県立自然公園条例（昭和37年茨城県条例第17号）第2条第1号に規定する茨城県立自然

公園の区域のうち、市長が指定する地域

ケ 河川及び湖沼並びにこれらの周囲の地域のうち、市長が指定する地域

コ 駅前広場及びその周囲の地域のうち、市長が指定する地域

サ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の建造物並びにこれらの敷地

シ 社寺、教会及び火葬場の建造物並びにこれらの敷地

(2) 第2種禁止地域 第1種禁止地域以外の地域又は場所のうち、次に掲げる地域

ア 都市計画法第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

イ 道路及び鉄道から展望できる地域のうち、市長が指定する地域

3 許可地域は、禁止地域以外の地域又は場所とし、次の各号に掲げるとおり区分する。

(1) 第1種許可地域 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域及び第二種住居地域

(2) 第2種許可地域 前号及び次号に掲げる地域以外の地域又は場所

(3) 第3種許可地域 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域

4 市長は、第2項の規定により禁止地域を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除したときは、これを告示しなければならない。

(屋外広告物特別規制地区)

第6条 市長は、禁止地域又は許可地域のうちから、良好な景観を形成し、又は風致を維持するため屋外広告物の表示及び掲出物件の設置を規制することが特に必要と認める地域又は場所を屋外広告物特別規制地区（以下「特別規制地区」という。）として指定することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の規定により指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除する場合について準用する。

(広告景観整備地区)

第7条 市長は、禁止地域又は許可地域のうちから、良好な景観を形成するため屋外広告物の表示及び掲出物件の設置をその周辺の景観に調和させることが特に必要と認める地域又は場所を広告景観整備地区（以下「景観整備地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、景観整備地区を指定するときは、次の各号に掲げる事項を内容とする当該景観整備地区に係る屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

(1) 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

(2) 屋外広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示及び設置の方法に関する事項

3 第5条第4項の規定は、第1項の規定により指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除する

場合及び前項の規定により基本方針を定め、又は変更する場合について準用する。

## 第2章 屋外広告物の表示等の制限

### 第1節 屋外広告物の表示等の禁止

(禁止地域における屋外広告物の表示等の禁止)

第8条 禁止地域においては、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

2 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置については、前項の規定は適用しない。

- (1) 法令の規定により屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置するとき。
- (2) 国又は地方公共団体が公共の目的のため、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置するとき。
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動のため、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置するとき。
- (4) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出を経た政党、協会その他の団体がその政治活動のため、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置するとき。
- (5) 別表第1に定める基準に適合する自家広告物等（自己の事業所、営業所、作業所その他自己の営業の用に供する物件若しくは自己の住宅（以下「事業所等」という。）又はその敷地に、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための屋外広告物又は掲出物件をいう。以下同じ。）を表示し、又は設置する場合で、その事業所等及び敷地における表示面積（球体、円柱体その他これらに類する形状のものの表示面積にあつては、規則で定めるところにより算出した面積をいう。以下同じ。）の合計が5平方メートルを超えないとき。
- (6) 別表第1に定める基準に適合する自己管理地広告物等（自己の土地又は物件の管理に係る事項を表示するための屋外広告物又は掲出物件をいう。）を表示し、又は設置する場合で、その土地及び物件における表示面積の合計が1平方メートルを超えないとき。
- (7) 規則で定める物件に寄贈者名等を表示するため、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合で、その表示又は設置が次に掲げる基準に適合するとき。
  - ア 寄贈者名等を表示する部分の面積が、その物件のその表示に係る面の面積の20分の1以下で、かつ、0.5平方メートル（その表示に係る面の面積が5平方メートル未満の場合は、その面積の4分の1以下で、かつ、0.25平方メートル）以下であること。
  - イ 一の物件につき1カ所であること。
  - ウ 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと。
- (8) 冠婚葬祭又はこれに準ずる年中行事のため、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合で、その表示又は設置の期間が7日を超えないとき。
- (9) 営利以外の目的のため、工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに屋外広告物を表示し、又

は掲出物件を設置するとき。

(10) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置するとき。

(11) 人、動物、車両（自動車を除く。）、船舶、航空機等に屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置するとき。

(12) 自動車に屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合で、その表示又は設置が次のいずれかに該当するとき。

ア 別表第1に定める基準に適合し、かつ、表示面積の合計が15平方メートルまでのもの

イ 使用の本拠の位置が本市の区域外の区域に存する自動車に、当該区域において適用される都道府県（当該使用の本拠の位置が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）、同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）又は法第28条の規定により条例で定めるところにより同条に規定する事務の全部若しくは一部を処理することとされた景観行政団体（景観法（平成16年法律第110号）第7条第1項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。）である市町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市、当該中核市又は当該景観行政団体である市町村）の屋外広告物の規制に関する条例の規定に適合しているもの

(13) 国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に屋外広告物を表示するとき。

(14) 町内会、自治会その他これらに類する団体が地域の安全その他地域社会の公共の利益に資することを目的として屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合で、その表示又は設置が次に掲げる基準に適合するとき。

ア 一方向から見た表示面積が5平方メートル以下であること。

イ 地上から上端までの高さが5メートル以下であること。

ウ 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと。

エ ネオン、点滅する照明、回転灯等を使用しないこと。

3 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、かつ、規則で定めるところにより市長の許可を受けた屋外広告物の表示又は掲出物件の設置については、第1項の規定は適用しない。

(1) 第1種禁止地域において、別表第1に定める基準に適合する自家広告物等を表示し、又は設置する場合で、一の自家広告物等の表示面積が15平方メートル以下であり、かつ、その事業所等及び敷地における表示面積の合計が次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める面積を超えないとき。

ア 事業所等の延べ面積が1,000平方メートル以下 15平方メートル

イ 事業所等の延べ面積が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下 30平方メートル

ウ 事業所等の延べ面積が3,000平方メートルを超え6,000平方メートル以下 60平方メートル

エ 事業所等の延べ面積が6,000平方メートルを超えるとき 90平方メートル

(2) 第2種禁止地域において、別表第1に定める基準に適合する自家広告物等を表示し、又は設置する場合で、その事業所等及び敷地における表示面積の合計が100平方メートルを超えないとき。

(3) 自動車に屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合で、その表示又は設置が別表第1に定める基準に適合するとき（前項第12号に掲げる場合を除く。）。

(4) 事業所等の案内又は誘導のため、電柱、街灯柱、消火栓の標識及びバス停留所の標識（以下「電柱等」という。）に屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合で、その表示又は設置が別表第1に定める基準に適合するとき。

(5) 第2種禁止地域（市長が指定する地域を除く。）において、その表示又は設置をしようとする場所から10キロメートル以内の場所に存する事業所等の案内又は誘導のため、野立て（容易に移動することができない状態で地面に立てることをいう。以下同じ。）の方法により広告板を表示し、又は設置する場合で、その表示又は設置がやむを得ないと認められ、かつ、別表第2に定める基準に適合するとき。

(6) 第2種禁止地域のうち市長が指定する地域において、事業所等の案内又は誘導のため、野立ての方法により広告板を表示し、又は設置する場合で、その表示又は設置が別表第3に定める基準に適合するとき。

4 前2項の規定にかかわらず、禁止地域のうち特別規制地区に指定された地域又は場所においては、次の各号のいずれかに該当する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置をしてはならない。ただし、第2項第11号若しくは第12号又は前項第3号に掲げる場合のいずれかに該当する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置については、この限りでない。

(1) アドバルーンを設置

(2) 建築物等（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及びその他の工作物をいう。以下同じ。）の屋上を利用してする屋外広告物の表示又は掲出物件の設置

(3) 表示面積の4分の1を超えて彩度（産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格Z8721に規定する彩度をいう。以下同じ。）が8を超える色彩を使用する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置

(4) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置

(5) ネオン、点滅する照明、回転灯等を使用する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置

(6) 電光装置等（電光等により変化する広告の内容を表示する装置をいう。以下同じ。）を使用する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置

（平30条例38・令元条例39・一部改正）

（許可地域における屋外広告物の表示等の禁止）

第9条 許可地域においては、次の各号に掲げる屋外広告物の表示又は掲出物件の設置をしてはなら

ない。

(1) 事業所等の案内又は誘導以外の目的のため、電柱等にする屋外広告物の表示又は掲出物件の設置

(2) 自家広告物等以外の野立ての広告幕の表示

2 前条第2項各号（第5号を除く。）に掲げる場合のいずれかに該当する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置については、前項の規定は適用しない。

3 第1項に定めるもののほか、許可地域のうち特別規制地区に指定された地域又は場所においては、前条第4項各号のいずれかに該当する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置をしてはならない。

4 前条第2項第11号若しくは第12号又は同条第3項第3号に掲げる場合に該当する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置については、前項の規定は適用しない。

（禁止物件等）

第10条 次の各号に掲げる物件（以下「禁止物件」という。）には、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1) 橋りょう，トンネル，高架の工作物及び道路の分離帯

(2) 石垣，擁壁その他これらに類するもの

(3) 街路樹及び路傍樹

(4) 信号機，道路標識，カーブミラー，パーキングメーター，道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第4号に規定する道路情報管理施設，歩道柵，駒止め，里程標その他これらに類するもの

(5) 消火栓，火災報知器及び火の見やぐら

(6) 郵便ポスト，電話ボックス及び路上変電塔

(7) 送電塔，送受信塔及び照明塔

(8) 煙突，風力発電施設及びガスタンク，水道タンクその他これらに類するもの

(9) 銅像，神仏像，記念碑その他これらに類するもの

(10) 前各号に掲げるもののほか，市長が良好な景観を形成し，及び風致を維持するため必要があると認めて指定する物件

2 電柱等には，はり紙，はり札等（法第7条第4項に規定するはり札等をいう。以下同じ。），広告旗（同項に規定する広告旗をいう。以下同じ。）又は立看板等（同項に規定する立看板等をいう。以下同じ。）を表示してはならない。

3 第8条第2項第1号から第8号までに掲げる場合のいずれかに該当する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置については，前2項の規定は適用しない。

4 前項の規定にかかわらず，特別規制地区に指定された地域又は場所においては，第8条第4項各号のいずれかに該当する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置をしてはならない。

- 5 道路の路面には、屋外広告物を表示してはならない。
- 6 第8条第2項第1号又は第2号に掲げる場合に該当する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置については、前項の規定は適用しない。
- 7 第5条第4項の規定は、第1項第10号の規定により指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除する場合について準用する。

(令元条例39・一部改正)

(禁止屋外広告物等)

第11条 次の各号のいずれかに該当する屋外広告物又は掲出物件は、これを表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、若しくは退色したもの又は塗料等の剥離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊し、又は落下するおそれのあるもの
- (4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(令元条例39・一部改正)

## 第2節 屋外広告物の表示等の許可

(許可地域における屋外広告物の表示等の許可)

第12条 許可地域において屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置については、許可を要しない。

- (1) 第8条第2項各号(第5号を除く。)に掲げる場合のいずれかに該当するとき。
- (2) 別表第1に定める基準に適合する自家広告物等の表示又は設置で、その事業所等及び敷地における表示面積の合計が10平方メートルを超えないとき。

(許可の要件)

第13条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請に係る屋外広告物の表示又は掲出物件の設置が次の各号に掲げる要件を満たす場合でなければ、同項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 別表第1に定める基準に適合すること。
- (2) 第1種許可地域における自家広告物等の表示又は設置にあつては、前号に掲げるほか、その事業所等及び敷地における表示面積の合計が150平方メートルを超えないこと。

(許可の条件)

第14条 市長は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な限度において、第8条第3項又は第12条第1項の規定による許可に条件を付することができる。

(変更の許可)

第15条 第8条第3項又は第12条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る屋外広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造にあつては、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(特例の許可)

第16条 市長は、屋外広告物が良好な景観の形成又は公共の利益に資するものである場合において、特にやむを得ないと認めるときは、第8条から第10条まで及び第13条の規定にかかわらず、当該屋外広告物の表示又はその掲出物件の設置を許可することができる。

2 第14条及び前条第1項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

第17条 削除

(令元条例39)

(許可の期間)

第18条 第8条第3項、第12条第1項又は第16条第1項の規定による許可の期間は、3年を超えない範囲内で、屋外広告物又は掲出物件の種類ごとに規則で定める期間とする。

(許可の表示)

第19条 第8条第3項、第12条第1項、第15条第1項又は第16条の規定による許可を受けた者（以下「許可広告物表示者」という。）は、当該許可に係る屋外広告物に許可の証票を貼り付けておかなければならない。ただし、許可の押印又は打刻を受けた屋外広告物については、この限りでない。

(令元条例39・一部改正)

(景観整備地区における屋外広告物の表示等)

第20条 景観整備地区に指定された地域においては、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、当該景観整備地区に係る基本方針に適合するよう努めなければならない。

2 景観整備地区に指定された地域においては、規則で定める自家広告物等の表示又は設置をしようとする者は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

3 市長は、景観整備地区に係る基本方針の内容に照らして必要があると認めるときは、景観整備地区において屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に対し必要な助言又は勧告を行うことができる。

第3節 新たに禁止地域となった場合における経過措置

第21条 新たに禁止地域又は特別規制地区として指定された地域又は場所に現に適法に表示し、又は設置している屋外広告物又は掲出物件は、当該指定の日から起算して3年間（第8条第3項、第12条第1項又は第16条第1項の規定により許可を受けた屋外広告物又は掲出物件にあつては、当該許可の期間）は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。

2 前項の規定は、第10条第1項第10号の規定により新たに指定された物件に現に適法に表示し、又

は設置している屋外広告物又は掲出物件について準用する。

### 第3章 屋外広告物の管理等

#### (管理義務)

第22条 広告物表示者及び広告物管理者は、屋外広告物又は掲出物件について補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

#### (管理者の設置)

第23条 許可広告物表示者は、当該許可に係る屋外広告物又は掲出物件の広告物管理者（規則で定める要件に該当する者に限る。）を置かなければならない。ただし、規則で定める屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合は、この限りでない。

#### (除却義務等)

第24条 許可広告物表示者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、屋外広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

- (1) 第18条に規定する許可の期間が満了したとき。
- (2) 第21条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する期間が満了したとき。
- (3) 第29条の規定により許可が取り消されたとき。
- (4) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置が必要でなくなったとき。

2 許可広告物表示者は、前項の規定により屋外広告物若しくは掲出物件を除却したとき、又は屋外広告物若しくは掲出物件が滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

### 第4章 違反屋外広告物に対する措置等

#### (勧告)

第25条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した広告物表示者又は広告物管理者に対し、当該屋外広告物の表示若しくは掲出物件の設置の停止又は5日以上の期限を定め、当該屋外広告物若しくは掲出物件の除却その他必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

#### (公表)

第26条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

#### (違反に対する措置)

第27条 市長は、第25条の規定による勧告を受けた者が、前条の規定により当該勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお正当な理由がなく当該勧告に係る措置を執らなかつたときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公衆に対する危害を防止するために特に必要があると認めるときは、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した広告物表示者又

は広告物管理者に対し、第25条の規定による勧告及び前条の規定による公表をすることなく、当該屋外広告物の表示若しくは掲出物件の設置の停止を命じ、又は5日以上を期限を定め、屋外広告物若しくは掲出物件の除却その他必要な措置を命ずることができる。

3 市長は、前2項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物表示者又は広告物管理者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上を期限を定めて、その期限までに当該掲出物件を除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(違反である旨の表示)

第28条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による措置を命じた場合において、これらの措置を命じられた者が、特別の理由がなく、措置を履行すべき期限を経過しても当該措置を履行しないときは、規則で定めるところにより当該屋外広告物又は掲出物件にこの条例に違反する旨の表示をすることができる。

(許可の取消し)

第29条 市長は、許可広告物表示者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によりこの条例に基づく許可を受けたとき。
- (2) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。
- (3) 第27条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反したとき。

(屋外広告物等を保管した場合の公示事項)

第30条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保管した屋外広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した屋外広告物又は掲出物件が放置されていた場所及び当該屋外広告物又は掲出物件を除却した日
- (3) 保管した屋外広告物又は掲出物件の当該保管を始めた日及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した屋外広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(屋外広告物等を保管した場合の公示の方法)

第31条 法第8条第2項の規定による公示は、保管後速やかに、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、公示の日から14日間（法第8条第3項第1号に掲げる屋外広告物については、2日間）、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 法第8条第3項第2号に掲げる屋外広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該屋外広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該屋外広告物又は掲出物件

について権原を有する者（第35条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を水戸市公告式条例（昭和63年水戸市条例第1号）に基づき公表し、又はこれに準ずる適当な方法により公示すること。

2 市長は、前項の規定による公示をしたときは、規則で定めるところにより、関係者の閲覧に供さなければならない。

（屋外広告物等の価額の評価の方法）

第32条 法第8条第3項の規定による屋外広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、屋外広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他屋外広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、屋外広告物又は掲出物件の価額の評価について専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した屋外広告物等を売却する場合の手続）

第33条 法第8条第3項の規定による保管した屋外広告物又は掲出物件の売却の方法は、規則で定める。

（公示の日から売却可能となるまでの期間）

第34条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 法第8条第3項第1号の期間 2日
- (2) 法第8条第3項第2号の期間 3月
- (3) 法第8条第3項第3号の期間 14日

（屋外広告物等を返還する場合の手続）

第35条 市長は、保管した屋外広告物又は掲出物件（法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。）を当該屋外広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、当該返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他の方法によりその者が当該屋外広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める受領書を徴するものとする。

#### 第4章の2 屋外広告業の登録等

（令元条例39・追加）

（屋外広告業の登録）

第35条の2 本市の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、当該有効期間の満了の日までに、更新の登録を受けなければならない。この場合において、当該登録の申請は、当該有効期間の満了の日の30日前までにしなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(令元条例39・追加)

(登録の申請)

第35条の3 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び役員の名）

(5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者（第35条の11第1項の規定により選任される業務主任者をいう。第35条の5第1項第7号において同じ。）の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の申請書には、登録申請者が第35条の5第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(令元条例39・追加)

(登録の実施)

第35条の4 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(令元条例39・追加)

(登録の拒否)

第35条の5 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第35条の3第1項の申請書若しくは同条第2項に規定する添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第35条の15第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない

者

(2) 屋外広告業者（第35条の2第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第35条の15第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

(3) 第35条の15第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 第35条の3第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（令元条例39・追加）

（登録事項の変更の届出）

第35条の6 屋外広告業者は、第35条の3第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

（令元条例39・追加）

（屋外広告業者登録簿の閲覧）

第35条の7 市長は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（令元条例39・追加）

（廃業等の届出）

第35条の8 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあつては、その事実を知った日）から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者

であった法人を代表する役員

- 2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(令元条例39・追加)

(登録の抹消)

第35条の9 市長は、第35条の2第1項若しくは第3項の登録の有効期間（同条第4項に規定する場合にあっては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。）が満了したとき、前条第2項若しくは第35条の16第6項の規定により当該登録がその効力を失ったとき、又は第35条の15第1項の規定により当該登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該登録を抹消しなければならない。

(令元条例39・追加)

(講習会)

第35条の10 市長は、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会（以下「講習会」という。）を開催するものとする。

- 2 講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(令元条例39・追加)

(業務主任者の選任等)

第35条の11 屋外広告業者は、第35条の3第1項第2号の営業所ごとに、次の各号に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 講習会の課程を修了した者
- (3) 他の都道府県、指定都市又は中核市の行う講習会の課程を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許を所持している者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者であって広告美術仕上げに係るもの
- (5) 市長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

- 2 業務主任者は、次の各号に掲げる業務の総括に関することを行うものとする。

- (1) この条例その他屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第35条の13に規定する帳簿の記載に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(令元条例39・追加)

(標識の掲示)

第35条の12 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第35条の3第1項第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(令元条例39・追加)

(帳簿の備付け等)

第35条の13 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第35条の3第1項第2号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(令元条例39・追加)

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第35条の14 市長は、本市の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 第26条の規定は、前項の規定による勧告を受けた者について準用する。

(令元条例39・追加)

(登録の取消し等)

第35条の15 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第35条の2第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第35条の5第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第35条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第35条の5第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(令元条例39・追加)

(県登録業者に関する特例)

第35条の16 茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号。以下「県条例」という。）第23条第1項又は第3項の登録を受けている者（以下「県登録業者」という。）については、第35条の2から第35条の6まで、第35条の8及び前条の規定は、適用しない。

2 県登録業者であって本市の区域内で屋外広告業を営む者については、第35条の2第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなしてこの条例の規定（前項に掲げる規定を除く。）を適用する。

3 県登録業者は、本市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったとき、又は本市の区域内で営む屋外広告業を廃止したときも、また、同様とする。

- 4 市長は、前項の規定による届出（屋外広告業の廃止に係る届出を除く。）があったときは、遅滞なく、規則で定める事項を特例屋外広告業者届出簿に記載し、一般の閲覧に供しなければならない。
- 5 市長は、第3項前段の規定による届出をした者について同項後段の規定による屋外広告業の廃止に係る届出があったとき、又は県条例の規定に基づく登録がその効力を失い、若しくは取り消されたときは、特例屋外広告業者届出簿からその者に係る記載を抹消しなければならない。
- 6 屋外広告業者が県条例第23条第1項の登録を受けたときは、その者に係る第35条の2第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。
- 7 市長は、県登録業者であって本市の区域内で屋外広告業を営む者が、前条第1項第2号又は第4号のいずれかに該当するときは、その者に対し、6月以内の期間を定めて本市の区域内における営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 8 第35条の5第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

（令元条例39・追加）

（監督処分簿の備付け等）

第35条の17 市長は、規則で定めるところにより、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

- 2 市長は、第35条の15第1項又は前条第7項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

（令元条例39・追加）

## 第5章 雑則

（水戸市都市景観審議会の意見の聴取）

第36条 市長は、次の各号に掲げる場合は、水戸市都市景観条例（平成4年水戸市条例第4号）第31条に規定する水戸市都市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

- (1) 禁止地域を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除しようとするとき。
- (2) 特別規制地区を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除しようとするとき。
- (3) 景観整備地区を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除しようとするとき。
- (4) 第7条第2項の規定により基本方針を定め、又は変更しようとするとき。
- (5) 禁止物件を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除しようとするとき。
- (6) 第16条の規定により許可しようとするとき。
- (7) 別表第1から別表第3までに定める基準を変更しようとするとき。

（立入検査等）

第37条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物表示者又は広告物管理者から、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして当該屋外広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、当該屋外広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、本市の区域内で屋外広告業を営む者に対し、その営業に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして第35条の3第1項第2号の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(令元条例39・一部改正)

(処分、手続等の効力の継承)

第38条 広告物表示者又は広告物管理者に変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により変更前のこれらの者がした手続その他の行為は、変更後のこれらの者となった者がしたものとみなし、変更前のこれらの者に対してした処分その他の行為は、変更後のこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(手数料)

第38条の2 第8条第3項、第12条第1項、第15条第1項又は第16条第1項の規定による許可の申請をしようとする者は、別表第4に定める手数料を当該申請の際に納付しなければならない。

- 2 第35条の2第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者は、10,000円を当該登録の申請の際に納付しなければならない。
- 3 講習会を受講しようとする者は、3,300円を当該講習会の受講の申込みの際に納付しなければならない。
- 4 既納の手数料は、還付しない。
- 5 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を免除することができる。

(令元条例39・追加)

(適用上の注意)

第39条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第40条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 罰則

(罰則)

第40条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第35条の2第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けずに屋外広告業を営んだ者

- (2) 偽りその他不正の手段により第35条の2第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第35条の15第1項又は第35条の16第7項の規定による営業の停止の命令に違反した者  
(令元条例39・追加)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、1,000,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項若しくは第4項、第9条第1項若しくは第3項又は第10条第1項、第2項、第4項若しくは第5項の規定に違反して、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第12条第1項の規定に違反して、許可を受けずに屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (3) 第15条第1項の規定に違反して、許可を受けずに屋外広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- (4) 第24条第1項(第4号を除く。)の規定に違反して、屋外広告物又は掲出物件を除却しなかった者
- (5) 第27条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者
- (6) 第35条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (7) 第35条の11第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者
- (8) 第37条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (9) 第37条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(令元条例39・一部改正)

(両罰規定)

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(令元条例39・一部改正)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 審議会の意見の聴取その他この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に茨城県屋外広告物条例(昭和49年茨城県条例第10号。以下「県条例」と

いう。)の規定により受理している許可の申請に対する処分については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に県条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為及び前項の規定により従前の例によることとされた処分は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 この条例の施行の際現に県条例の規定により適法に表示し、又は設置している屋外広告物又は掲出物件については、施行日から起算して3年間(前項の規定によりこの条例の相当規定によりなされたものとみなされた県条例の規定による許可を受けて表示し、又は設置している屋外広告物又は掲出物件にあっては、当該許可の期間)は、第2章(第3節を除く。)の規定は適用しない。

6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成30年8月10日条例第38号)

この条例は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日から施行する。

付 則(令和元年12月23日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に茨城県屋外広告物条例(昭和49年茨城県条例第10号)第23条第1項又は第3項の規定による登録を受けている者であって、この条例の施行の日以後に本市の区域内において屋外広告業を営もうとするものについては、改正後の第35条の16第3項の規定にかかわらず、その者が当該登録を受けている期間に限り、令和3年3月31日までの間は、同項の規定による届出をしないで、引き続き、本市の区域内において屋外広告業を営むことができる。

別表第1(第8条,第12条,第13条関係)

(令元条例39・一部改正)

区分		表示及び設置の基準	
1	はり紙	表示面積	1平方メートル以下であること。
2	はり札等	表示面積	0.3平方メートル以下であること。
3	広告旗	表示面積	2平方メートル以下であること。
4	立看板等	表示面積	(1) 次のとおりであること。 ア 樹木, 工作物等に立て掛ける場合 1平方メートル以下 イ 独立して立てる場合 8平方メートル以下で, かつ, 一方向から見た表示面積が4平方メートル以下であること。 (2) 電光装置等を使用する場合は, その使用する部分の面積が2平方メートル以下であること。ただし, 第3種許可地域にあっては, この限りでない。

5	アドバルーン	表示又は設置の方法	(1) 気球の直径が3メートル以下であること。 (2) 掲揚網の長さが45メートル以下であること。
6	横断幕	高さ	地上から下端までの高さが歩道部分では2.5メートル以上、車道部分では4.5メートル以上であること。
7	アーチ	表示面積	(1) 60平方メートル以下で、かつ、一方向から見た表示面積が30平方メートル以下であること。 (2) 電光装置等を使用する場合は、その使用する部分の面積が2平方メートル以下であること。ただし、第3種許可地域にあつては、この限りでない。
		高さ	地上から脚柱以外の部分の下端までの高さが4.5メートル以上で、かつ、上端までの高さが10メートル以下であること。
8	野立広告物 (野立ての方法により表示し、又は設置する屋外広告物及びその掲出物件をいう。以下同じ。)	表示面積	(1) 120平方メートル以下で、かつ、一方向から見た表示面積が30平方メートル以下であること。 (2) 電光装置等を使用する場合は、その使用する部分の面積が2平方メートル以下であること。ただし、第3種許可地域にあつては、この限りでない。
		高さ	地上から上端までの高さが12メートル（第1種禁止地域にあつては10メートル、第3種許可地域にあつては15メートル）以下であること。
		色彩及び意匠	表示面積の4分の1を超えて彩度が12を超える色彩を使用しないこと。ただし、第3種許可地域にあつては、この限りでない。
		表示及び設置の方法	(1) 他の野立広告物との距離が次のとおりであること。ただし、自家広告物等にあつては、この限りでない。 ア 道路の沿線 30メートル以上。ただし、当該道路の反対側に設置する場合は、この限りでない。 イ 鉄道の沿線 100メートル以上。ただし、当該線路の反対側に設置する場合は、この限りでない。 (2) 広告幕にあつては、前号に掲げるもののほか、次のとおりであること。 ア 長さが10メートル以下で、かつ、幅が1メートル以下であること。 イ 枚数が3枚以下であること。
9	建築物等利用広	表示面積	(1) 建築物等ごとの表示面積（他の建築物等利用広告物の表示

<p>告物（建築物等に表示し，又は設置する屋外広告物又は掲出物件をいう。以下同じ。）</p> <p>（第1項から第5項までに掲げるものを除く。）</p>	<p>面積を含む。）の合計が当該建築物等の壁面の鉛直投影面積（地上からの高さが31メートルを超える建築物等にあつては31メートルまでの壁面の鉛直投影面積）の合計の3分の1を超えないものであること。ただし，第3種許可地域にあつては，建築物等の壁面の鉛直投影面積（地上からの高さが51メートルを超える建築物等にあつては51メートルまでの壁面の鉛直投影面積）の合計の2分の1を超えないものであること。</p> <p>(2) 一方向から見た表示面積（他の建築物等利用広告物の表示面積を含む。）の合計が，当該方向から見た建築物等の壁面の鉛直投影面積の2分の1（第3種許可地域にあつては3分の2）を超えないものであること。</p> <p>(3) 電光装置等を使用する場合は，その使用する部分の面積が2平方メートル以下であること。ただし，第3種許可地域にあつては，この限りでない。</p> <p>(4) つり下げ看板にあつては，一方向から見た表示面積が1平方メートル以下であること。</p> <p>(5) 建築物等の壁面を利用するものにあつては，前各号に掲げるもののほか，一の壁面における表示面積（当該他の建築物等利用広告物（広告幕を除く。）の表示面積を含む。）の合計が50平方メートル以下で，かつ，その壁面の面積の5分の1を超えないものであること。ただし，広告幕にあつては，一の壁面における表示面積（他の広告幕の表示面積を含む。）の合計が50平方メートル（第3種許可地域にあつては，100平方メートル）以下で，かつ，その壁面の面積の5分の1を超えないものであること。</p>
<p>高さ</p>	<p>(1) 地上から屋外広告物又は掲出物件の上端までの高さが31メートル（第3種許可地域にあつては，51メートル）以下であること。ただし，広告板にあつては，この限りでない。</p> <p>(2) 建築物等の壁面の外郭線から突き出すものにあつては，前号に掲げるもののほか，地上から下端までの高さが歩道部分では2.5メートル以上，車道部分では4.5メートル以上であること。</p> <p>(3) 建築物等の屋上を利用するものにあつては，第1号に掲げ</p>

	<p>るもののほか、その高さが次のとおりであること。ただし、階段室、昇降機塔、物見塔その他の屋上構造物（その水平投影面積の合計が屋上構造物の存する建築面積の8分の1を超え、かつ、当該建築物等の屋上の端から突き出していないものを除く。）の上部に設置する場合は、当該屋上構造物の高さは、建築物等の高さを含めず、屋外広告物又は掲出物件の高さに含めるものとする。</p> <p>ア 建築物等が木造の場合 4メートル以下で、かつ、その建築物の高さの3分の2以下</p> <p>イ 建築物等が鉄骨造等の場合 20メートル以下で、かつ、その建築物の高さの3分の2以下</p>
表示又は設置の方法	<p>(1) 建築物等の壁面を利用するものにあつては、次のとおりであること。</p> <p>ア 窓その他の開口部を塞がないこと。ただし、第3種許可地域において広告幕を表示する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 壁面の外郭線から突き出さないこと。</p> <p>(2) 建築物等の壁面の外郭線から突き出すものにあつては、次のとおりであること。ただし、つり下げ看板にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 壁面からの出幅が次のとおりであること。</p> <p>(ア) 第1種許可地域及び第2種許可地域 1メートル以下</p> <p>(イ) 第3種許可地域 1.5メートル以下。ただし、道路部分に突き出ている部分の幅は1メートル以下であること。</p> <p>イ 一面の壁面につき2列以下であること。</p> <p>ウ 厚さが0.5メートル以下であること。</p> <p>エ 同じ列に設置するものは、出幅及び厚さが同じであること。</p> <p>オ 壁面の上端から突き出さないこと。</p> <p>(3) 建築物等の屋上を利用するものにあつては、次のとおりであること。</p> <p>ア 屋上の端から突き出さないこと。</p> <p>イ 支柱及び骨組みが露出しないように遮蔽すること。</p>

10 自動車に表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件	色彩及び意匠	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと。
	表示又は設置の方法	車体の窓その他のガラスの部分以外の部分に表示すること。
11 電柱又は街灯柱に表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件	表示面積	袖付広告にあつては、縦が1.25メートル以下で、横が0.45メートル以下であること。
	高さ	(1) 袖付広告にあつては、地上から下端までの高さが歩道部分では2.5メートル以上、車道部分では4.5メートル以上であること。 (2) 塗装広告及び巻立広告にあつては、地上から1.5メートル以上で、かつ、3.2メートル以下であること。
	色彩及び意匠	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと。
	表示又は設置の方法	(1) 袖付広告にあつては、車道と歩道との区別がある場合において歩道部分と車道部分との境に位置する電柱又は街灯柱に表示するときは、歩道部分に向けて突き出すこと。 (2) 巻立広告及び塗装広告にあつては、一の電柱又は街灯柱につき他の巻立広告と塗装広告を併せて表示しないこと。
12 消火栓の標識に表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件	表示面積	縦が0.4メートル以下で、横が0.8メートル以下であること。
	表示又は設置の方法	(1) 突出方向が標識板と同一の方向であること。 (2) 一の消火栓の標識につき1カ所であること。
13 バス停留所の標識に表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件	表示面積	一方向から見た表示面積が停留所表示板の表示面の3分の1以下であること。

別表第2（第8条関係）

1 表示面積

- (1) 一方向から見た表示面積が2平方メートル以下であること。ただし、一の掲出物件に3以上の事業所等が集合して表示し、又は設置する場合は、一方向から見た表示面積が1平方メートル以上3平方メートル以下であること。
- (2) 一の掲出物件に3以上の事業所等が集合して表示し、又は設置する場合は、その掲出物件ごとの一方向から見た表示面積の合計が5平方メートル以下であること。

2 高さ

地上から上端までの高さが3メートル以下であること。ただし、3以上の事業所等が集合して

表示し、又は設置する場合は、5メートル以下であること。

### 3 色彩及び意匠

- (1) 表示面積の4分の1を超えて彩度が8を超える色彩を使用しないこと。
- (2) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと。
- (3) ネオン、点滅する照明、回転灯等を使用しないこと。
- (4) 電光装置等を使用しないこと。

### 4 表示又は設置の方法

- (1) 一の事業所等につき、表示し、又は設置する場所は3カ所までとすること。
- (2) 一の事業所等につき、一の掲出物件ごとの枚数は2枚までとし、同一の方向に向けて並べて表示し、又は設置しないこと。
- (3) 一の掲出物件ごとの表示の方向は、2方向までとすること。
- (4) 案内又は誘導以外を目的とする屋外広告物又は掲出物件と併せて表示し、又は設置しないこと。

## 別表第3（第8条関係）

### 1 面積

- (1) 一方向から見た表示面積が10平方メートル以下であること。
- (2) 一の掲出物件に2以上の事業所等が集合して表示し、又は設置する場合は、その掲出物件ごとの一方向から見た表示面積の合計が20平方メートル以下であること。

### 2 高さ

地上から上端までの高さが6メートル以下であること。

### 3 色彩及び意匠

- (1) 表示面積の4分の1を超えて彩度が10を超える色彩を使用しないこと。
- (2) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと。
- (3) ネオン、点滅する照明、回転灯等を使用しないこと。
- (4) 電光装置等を使用しないこと。

### 4 表示又は設置の方法

- (1) 一の事業所等につき、枚数は5枚までとすること。
- (2) 一の事業所等につき、一の掲出物件ごとの枚数は2枚までとし、同一の方向に向けて並べて表示し、又は設置しないこと。
- (3) 一の掲出物件に2以上の事業所等が集合して表示し、又は設置する場合は、その掲出物件ごとの枚数は、10枚以下とし、同一の方向に向けて並べて表示し、又は設置することができる枚数は、5枚以下とすること。
- (4) 他の案内又は誘導のための広告板（同一の掲出物件に表示し、又は設置されている広告板を除く。）との距離が次のとおりであること。

ア 道路の沿線 30メートル以上。ただし、当該道路の反対側に表示し、又は設置する場合は、この限りでない。

イ 鉄道の沿線 100メートル以上。ただし、当該線路の反対側に表示し、又は設置する場合は、この限りでない。

(5) 一の掲出物件ごとの表示の方向は、2方向までとすること。

(6) 案内又は誘導以外を目的とする屋外広告物又は掲出物件と併せて表示し、又は設置しないこと。

別表第4（第38条の2 関係）

（令元条例39・一部改正）

区分	手数料の金額
1 はり紙	1 件につき50枚までごとに 300円
2 はり札等	1 件につき10枚までごとに 500円
3 広告旗	1 枚につき 350円
4 立看板等（広告幕を除く。）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額。ただし、電光装置等を使用する場合は、その電光装置等の部分の面積3平方メートルまでごとに2,000円を加算する。 ア 樹木、工作物等に立て掛ける場合 (ア) 照明を使用するとき 350円 (イ) 照明を使用しないとき 300円 イ 独立して立てる場合 (ア) 照明を使用するとき 750円 (イ) 照明を使用しないとき 700円
5 アドバルーン	1 個につき 1,700円
6 横断幕	1 枚につき 650円
7 アーチ	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額。ただし、電光装置等を使用する場合は、その電光装置等の部分の面積3平方メートルまでごとに2,000円を加算する。 ア 照明を使用する場合 1 基につき3平方メートルまでごとに 1,000円 イ 照明を使用しない場合 1 基につき3平方メートルまでごとに 900円
8 野立広告物（広告幕を除く。）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額。ただし、電光装置等を使用する場合は、その電光装置等の部分の面積3平方メートルまでごとに2,000円を加算する。

	<p>ア 照明を使用する場合 3平方メートルまでごとに 1,100円</p> <p>イ 照明を使用しない場合 3平方メートルまでごとに 1,000円</p>
9 建築物等利用広告物（つり下げ看板及び広告幕を除く。）	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額。ただし、電光装置等を使用する場合は、その電光装置等の部分の面積3平方メートルまでごとに2,000円を加算する。</p> <p>ア 照明を使用する場合 3平方メートルまでごとに 1,100円</p> <p>イ 照明を使用しない場合 3平方メートルまでごとに 1,000円</p>
10 つり下げ看板	1枚につき 450円
11 広告幕	1枚につき3平方メートルまでごとに 650円
12 自動車に表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件	1台につき 8,000円
13 電柱又は街灯柱に表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件	1件につき 300円
14 消火栓の標識に表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件	1件につき 300円
15 バス停留所の標識に表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 照明を使用する場合 1枚につき 350円</p> <p>イ 照明を使用しない場合 1枚につき 300円</p>